

株式会社公世社花平 宛

確認書

私は、かぞく心の入会にあたり、株式会社公世社花平「かぞく心」契約約款（以下、「約款」といいます。）を受領し、内容を確認のうえ承諾しました。また、下記の内容について説明を受けたことを確認します。

署名

※ご契約者様の署名をお願いします。

記

- 1. 役務サービス等の内容（第 10 条、第 12 条関係）
提供する役務サービスの内容は決まっており、それ以外の役務サービスを希望される場合は追加費用がかかります。
- 2. 契約の解除（第 16 条関係）
(1) 加入者の都合により、月掛金の支払いが中断して 5 年を経過後、花平が 20 日以上の間を定めてその支払いを書面で催告してもなお支払いがないときはこの契約を解除します。
(2) この契約は、加入者の申出によりいつでも解約することができます。
(3) 上記(1)(2)いずれの場合も、解約手数料をいただきます。なお、解約返戻金は、(1)の場合は解除の日から、(2)の場合は解約手続書類のご提出があった日から 45 日以内に返金します。
- 3. 個人情報の取得・利用等に関すること（第 20 条関係）
花平は、本約款に基づく互助会約款に係る施行・宣伝印刷物の送付等営業案内、葬儀に係る関連業務の利用目的を達成するため、個人情報（加入者の氏名・住所・契約番号・契約コース名・金融機関振替口座・加入者の月掛金残高・年齢・生年月日・電話番号・e-mail アドレス・施行利用状況等）をあらかじめ文書により加入者の同意（確認書）を得て取得、利用します。
- 4. 第三者提供に関すること（第 21 条関係）
花平は、約款に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありませんが、互助会契約月掛金の指定銀行等からの口座振替に関しては、当該金融機関等へ情報提供します。
- 5. クーリング・オフ
訪問販売で互助会の加入申込をされた場合、又は契約をされた場合本書面を受け取られた日を含む 8 日間を経過するまでは、書面（ハガキ、封書など）又は電磁的記録（電子メール等）により無条件で加入申込の撤回又は契約の解除を行うことができ、その効力は当該書面等を花平の「お問い合わせのご相談窓口」（第 19 条参照）あてに発信した日（郵便消印日付など）から発生します。
なお、クーリング・オフの通知に要する費用については、加入申込者又は加入者の負担となります。

以上